

枚方市地球温暖化対策協議会規約

（名 称）

第1条 本会は、枚方市地球温暖化対策協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（設 置）

第2条 協議会は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第40条第1項の規定に基づき組織する。

（目 的）

第3条 協議会は、地球温暖化対策に関して、必要となるべき措置について協議し、具体的な取り組みを推進することを目的とする。

（事 業）

第4条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。

- （1）地球温暖化対策の具体的な行動・活動に関すること。
- （2）地球温暖化対策に関する普及啓発に関すること。
- （3）地球温暖化対策についての情報把握、情報交換及び情報提供に関すること。
- （4）前3号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事業

（会 員）

第5条 協議会の会員は、第3条の目的に賛同する枚方市内の事業者及び行政機関とする。

（入退会）

第6条 協議会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出し、その承認を得なければならない。

2 会長は、入会を拒む正当な理由があると認める場合を除き、速やかに入会を承認しなければならない。

3 協議会を退会しようとする者は、別に定める退会届出書を会長に提出するものとする。

（役 員）

第7条 協議会に次の役員を置く。

- （1）会長 1人
- （2）副会長 2人
- （3）理事 15人以内
- （4）監事 若干人

2 役員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

ただし、役員の任期が満了した場合においても、後任者が選任されるまでは、その職務を行うものとする。

- 3 役員は、総会において選任する。

ただし、役員に欠員が生じたときは、その後任の職にある者をもって充たすものとする。

- 4 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。
- 6 監事は、協議会の業務及び経理を監査し、その結果を総会に報告する。

(顧問)

第8条 会長が必要と認めるときは、顧問を置くことができる。

(総会)

第9条 会長は、年1回及び必要に応じて総会を招集する。

- 2 総会は、協議会の運営方針、検討事項等について意思決定を行う。
- 3 会長は、総会の事務を統括する。
- 4 総会の議決は、出席した会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(役員会)

第10条 役員会は、役員及び顧問をもって構成し、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付すべき事項の検討に関すること。
 - (2) 部会に関すること。
 - (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関すること。
- 2 役員会の議長は、会長が行う。
 - 3 やむを得ない事情のため役員会に出席できない役員及び顧問は、代理の者を出席させることができる。

(部会)

第11条 会長は、協議会の事業を遂行するため、役員会の議決を経て、部会を置くことができる。

- 2 部会に関して必要な事項は、会長が別に定める。

(資産及び会計)

第12条 協議会の資産は、負担金、賛助金、助成金、寄附金品及びその他収入をもって構成する。

- 2 前項の資産は、会長の承認を得て、事務局が管理する。
- 3 協議会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務局)

第 13 条 協議会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関して必要な事項は、会長が別に定める。

(その他)

第 14 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、役員会で諮った上で定める。

附 則

1 この規約は、平成 21 年 4 月 21 日から施行する。

2 協議会の設立当初の事業年度は、第 12 条第 3 項の規定にかかわらず、この規約の施行の日から平成 22 年 3 月 31 日までとする。

3 第 13 条に基づく事務局は、当分の間、枚方市の地球温暖化対策担当課においてその役割を担うこととする。

附 則

一部改正〔平成22年5月31日規約〕

この規約は、平成 22 年 5 月 31 日から施行する。

一部改正〔平成28年5月23日規約〕

この規約は、平成 28 年 5 月 23 日から施行する。

一部改正〔平成30年5月21日規約〕

この規約は、平成 30 年 5 月 21 日から施行する。